



島根県報

平成24年12月21日（金）

号外 第 177 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	2
島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 振 興 課）	3
養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	3

公布された条例等のあらまし◇**島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第97号）

1 規則の概要

- (1) 環境の保全のための措置の実施状況の内容を公表する場所等について定めることとした。（第38条関係）
- (2) 環境影響評価の対象となる工場又は事業場の設置又は変更の事業の要件から、電気供給業の用に供するものを削除することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

1の(2)については公布の日から、1の(1)については平成25年4月1日から施行することとした。

◇**島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則**（規則第98号）

1 規則の概要

規定の整理（第1条の2・第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇**養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則**（規則第99号）

1 規則の概要

- (1) 養ほう振興法の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第1条・第2条・様式第1号—様式第5号関係）
- (2) 立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。（第5条・様式第6号関係）

2 施行期日

平成25年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第97号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第38条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 条例第32条第1項の規定により公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。
 - (1) 事業者の事務所
 - (2) 県の庁舎その他の県の施設
 - (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- 3 条例第32条第1項の規定による公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - (1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

4 前2項に規定する公表は、条例第13条第1項第6号イに掲げる措置の実施状況の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

6 第2項から第4項までの規定は、条例第32条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第4項中「条例第13条第1項第6号イに掲げる措置」とあるのは、「条例第13条第1項第6号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたもの」と読み替えるものとする。

別表第1の14の項中「、熱供給業又は電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに限る。）」を「又は熱供給業」に改める。

附 則

この規則のうち、別表第1の14の項の改正規定は公布の日から、第38条中第2項を第5項とし、第1項の次に3項を加える改正規定及び第38条に1項を加える改正規定は平成25年4月1日から施行する。

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第98号

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則

島根県みつばち転飼調整審議会規則（昭和31年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「県内養ほう業者」を「県内養蜂業者」に改める。

第2条第1号中「みつ源植物」を「蜜源植物」に改め、同条第2号中「地区別みつ源」を「地区別蜜源」に、「転飼ほう群数」を「転飼蜂群数」に改め、同条第3号中「みつ源植物」を「蜜源植物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第99号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和31年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第1条第1項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第3項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、「者」の次に「（以下この項において「養蜂業者」という。）及び養蜂業者以外の者であって新たに蜜蜂の飼育を始めるもの（法第3条第1項ただし書の農林水産省令で定める場合に該当するものを除く。）」を加える。

第2条中「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(立入検査の様式)

第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

㊞

電話番号

蜜蜂飼育届

養蜂振興法第3条第1項
 の規定により、下記のとおり届け出ます。
 養蜂振興法施行細則第1条第3項

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間	備考
		1月1日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 12月31日まで	

備考

- 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- 備考欄には、日本種、外国種の別を記入すること。

様式第2号中 「住所」を「現住所」
氏名又は名称及び代表者の氏名 ④) を 氏名又は名称及び代表者の氏名 ④)
電話番号 電話番号

に、「みつばち飼育の変更届」を「蜜蜂飼育変更届」に、「とおりみつばち飼育」を「とおり蜜蜂飼育」に、「養ほう振興法第3条第2項」を「養蜂振興法第3条第3項」に、「養ほう振興法施行細則」を「養蜂振興法施行細則」に改める。

様式第3号中 「住所」を「現住所」
連絡先 を 氏名又は名称及び代表者の氏名 ④)
氏名又は名称及び代表者の氏名 ④) 電話番号 電話番号

に、「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同様式別紙中「土地管理者住所」を「土地管理者現住所」に、「氏名

④) を 「氏名 ④) に、「みつばち転飼」を「蜜蜂転飼」
電話番号 電話番号

に、「ほう場付近見取図」を「蜂場付近見取図」に、「ほう場付近の」を「蜂場付近の」に改める。

様式第4号中 「住所」を「現住所」
氏名又は名称及び代表者の氏名 ④) を 氏名又は名称及び代表者の氏名 ④)
電話番号 電話番号

④) に、「養ほう振興法施行細則」を「養蜂振興法施行細則」に改める。

」

様式第5号中 「住所」を「現住所」
氏名又は名称及び代表者の氏名 ④) を 氏名又は名称及び代表者の氏名 ④)
電話番号 電話番号

に、「養ほう振興法施行細則」を「養蜂振興法施行細則」に、「ほう群数」を「蜂群数」に、「採みつ量」を「採蜜量」に、「みつ源及び流みつ」を「蜜源及び流蜜」に改める。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第5条関係）

(表面)

	第 号
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 印</p>	

(裏面)

養蜂振興法（抜粋）
<p>(報告及び立入検査)</p> <p>第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p>

注 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横12センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。